

一般社団法人大阪知的障害児者生活サポート協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人大阪知的障害児者生活サポート協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪市中央区谷町七丁目4番15号大阪府社会福祉会館内に置く。

(目的)

第3条 当法人は、一般社団法人全国知的障害児者生活サポート協会に加盟し、知的障がい児者及び自閉症児者（以下、「障がい者」という）とその家族の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障がい者の日常生活支援・就労支援・権利擁護・文化及びスポーツ振興に関する事業
- (2) 障がい者支援等に係る調査研究事業
- (3) 社員の役職員の研鑽、社員の健全な発展に資する事業
- (4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第6条 当法人の成立後社員となるには、当法人の目的に賛同し、所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(退社及び除名)

第7条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

(1) 社員の退社の申し出があったとき。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

(2) 死亡

(3) 総社員の同意

2 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）第49条第2項に規定する社員総会の特別決議によって除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員名簿)

第8条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所あてに行うものとする。

第3章 会員

(会員)

第9条 大阪府内に在住する障がい者で、当法人に入会したものと会員とする。

2 会員については別に定めた「一般社団法人大阪知的障害児者生活サポート協会運営規程」によるものとする。

第4章 社員総会

(社員総会の権限)

第10条 社員総会は、次の事項を決議する。

(1) 会員の入会の基準並びに会費等の金額

(2) 社員の除名

- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 役員の報酬等の額
- (5) 計算報告等の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、一般法人法及びこの定款に定める事項

(招集)

第11条 定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により副理事長がこれを招集する。

3 社員総会を招集するには、開催日の7日前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。

4 前項にかかわらず、社員総会は、社員全員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第12条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により、副理事長がこれに代わるものとする。

(決議)

第13条 各社員は、各1個の議決権を有する。

2 社員総会の決議は、一般法人法第49条第2項に規定する事項又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(書面等による議決権の行使)

第14条 社員は、法令の定めるところにより書面若しくは電磁的方法により議決権を行使することができる。又、当法人の他の社員を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の議決権の代理行使の場合、当該社員又は代理人は、社員総会ごとに

代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事2名が署名又は記名押印して、10年間、この法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 社員総会以外の機関

(社員総会以外の機関)

第16条 当法人には、理事会及び監事を置く。

(理事及び監事の員数)

第17条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上10名以内

(2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。

3 理事のうち3名以内を副理事長とすることができます。

(選任等)

第18条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第19条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副理事長は、理事長を補佐する。

(監事の職務権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、定款で定めた定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第23条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(顧問)

第24条 当法人に、任意の機関として、3名以内の顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じる。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べる。

3 顧問の選任は、理事長の推薦により理事会の同意を得るものとする。解任は理事会の決議による。

第6章 理事会

(権限等)

第25条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 理事長、副理事長の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長がこれを招集し、開催日の5日前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを開催日の2日前までに短縮することができる。

2 理事会は、理事及び監事の全員の同意あるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第27条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により副理事長がこれに代わるものとする。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その出席理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第29条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事がその提案に異議を述べた場合を除く）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第30条 理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事長（理事長に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名又は記名押印する。

(理事等の責任免除)

第32条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条第1項の規定による理事又は監事の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間に、同法第111条第1項の規定による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第34条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第35条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿

(剩余金)

第36条 当法人は、剩余金の分配を行うことができない。

(財産の管理)

第37条 当法人の資産は、理事会の定める方法により理事長が管理する。資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第38条 当法人の経費は、会費又は資産から生ずる収入及びその他の収入をもってあてる。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第40条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第41条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第42条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、社員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第43条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第44条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第45条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第47条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは社員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営について特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第48条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時役員)

第49条 当法人の設立時役員は次のとおりである。

設立時理事 安本 伊佐子、吉川 喜章、菱川 幹人、智原 正行、
奥田 雅博、伊藤 正寿、宇野 達美

設立時監事 川口 博之、正田 健二

設立時代表理事 安本 伊佐子 (住所略)

設立時副理事長 吉川 喜章

(設立時社員の氏名及び住所)

第50条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

- 1 安本 伊佐子
- 2 吉川 喜章
- 3 菱川 幹人
- 4 智原 正行

5 奥田 雅博

6 伊藤 正寿

7 宇野 達美

8 川口 博之

9 正田 健二

(住所略)

(法令の準拠)

第51条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。